

役員選出細則

埼玉県介護支援専門員協会規約 11 条に定める通り、理事及び監事は、総会に於いて正会員の中から選出する。運営規則第 5 条から第 8 条の定めるところにより、30 名以内の理事と 2 名の監事を選出する。選出は立候補者または推薦候補者について行い、選出方法は総会における議決または投票により行なうこととする。

この細則は規約 35 条に基づき、役員選出細則として定めることとする。

第 1 条 規約 11 条の定めるところにより、役員選挙は本規則の定めるところによる。
(選挙の公示)

第 2 条 会長は役員選挙にあたっては、あらかじめ必要な事項についてその要旨を各理事に通知するとともに、選挙の少なくとも 30 日前までに公示しなければならない。
(選挙管理委員会)

第 3 条 会長は役員選挙の行なわれる少なくとも 60 日前までに選挙管理委員若干名を正会員の中から指名する。指名された選挙管理委員は選挙管理委員会を作って役員選挙を遂行する義務を負う。選挙立会人には選挙管理委員になることができる。
(立候補届出)

第 3 条 役員候補者になろうとするものは、選挙の少なくとも 14 日前までに、文書でその旨を会長に届け出なければならない。
(推薦届出)

第 4 条 会員が他の会員を役員候補者に推薦する場合は、本人の承諾書を添えて、前項の期間内に、文書で会長に推薦の届け出をすることができる。
(経歴書・様式)

第 5 条 前 2 条の立候補および推薦の届けには、経歴書を添付しなければならない。
立候補、推薦の届出書、本人の承諾書、経歴書の様式は別に定める。
(立候補辞退および推薦辞退)

第 6 条 立候補者または推薦届出者は当該選挙が行われるまでに立候補および推薦を取り下げることができる。
(候補者名簿)

第 7 条 会長は候補者名簿を作成し、選挙の当日に会員に示さなければならない。
(選挙の方法)

第 8 条 役員選挙は投票によって行う。
投票が何らかの事由でできない場合、委任状をもって、総会で選任された議長に委任することができる。
(投票の効力)

第 9 条 投票の効力は予め決めた議長が指名した選挙立会人の決定を持って発効する。
(無投票当選)

第 10 条 立候補者または推薦届出者が、その定数を超えない時は、投票は行わず、議長が当該候補者をもって、当選人と決定する。
(役員任期の起算)

第 11 条 役員任期の起算は、その選挙が行われた日からとする。
(選挙に関する疑義)

第 12 条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決定する。

附則

役員選挙規則は平成 16 年 4 月 1 日から施行する。